

神戸市あんしんすこやかセンター
公募要領

令和6年10月

神戸市福祉局介護保険課

1. 案件名称

神戸市あんしんすこやかセンター事業委託

2. 目的

本市では、高齢者の介護に関する総合相談窓口として、また介護予防マネジメント機能を始めとする包括的支援機能（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）に地域支え合い活動推進事業を併せ持った「あんしんすこやかセンター（＝地域包括支援センター）」を設置している。

この度、令和7年4月以降の北区NO.7圏域について運営をする法人を募集する。

3. あんしんすこやかセンターの業務内容

- (1) 地域支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号二、第2号、第2項各号（第4号除く）、第3項各号に掲げる事業、介護保険法第115条の48第1項に定める会議、その他厚生労働省令で定める事業）
- (2) 認知症の人にやさしいまちづくり条例第10条で定める事業
- (3) 地域支え合い活動推進事業

4. 委託期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までを予定し、契約は単年度ごとに締結するものとする。ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

5. 募集圏域

北区NO.7圏域（大脇台、若葉台、惣山町、甲栄台、泉台（7丁目2番の1部を除く）、山田町小部（前記を取り巻く地域）、杉尾台、松宮台、山田町下谷上の一部）

※あんしんすこやかセンターの名称については、「北鈴蘭台あんしんすこやかセンター」とする。

6. 応募要件【次の（1）から（5）のすべてを満たすこと】

(1) 応募資格

あんしんすこやかセンターの運営を円滑かつ安定して実施できる法人で、次の要件を満たす法人とする。

- ① 応募圏域内もしくは当該圏域の隣接圏域内（区内）にあんしんすこやかセンターを設置（予定も含む）すること。
- ② 神戸市内において、介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ3年以上（令和6年10月1日現在）の介護保険サービスの提供実績があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。

- ④ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 代表者及び役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中の法人でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に参与している法人でないこと、また役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人でないこと。その他、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）第5条各号に該当する法人でないこと。
- ⑨ この公募に応募しようとする日から過去6年以内に、本市のあんしんすこやかセンターの委託契約を解除した者でないこと。

※応募受付後でも、審査・選定までの間に上記項目に抵触した場合は審査対象外とする。

(2) 応募登録の抹消

応募した法人が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募登録を抹消し、選定審査対象から除外することとする。

- ① 受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合
- ② 同一圏域に複数の提案を提出した場合
- ③ 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 本提案の採否の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員、神戸市地域包括支援センター評価委員会の委員などの本件関係者と接触をもった場合
- ⑤ その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ア) 提出書類に虚偽又は不正がある
 - イ) その他不正な行為がある

(3) 人員の配置について

次の職員を配置できる法人であることとする。

- ① あんしんすこやかセンター運営要綱に基づく保健師等、主任介護支援専門員等、社会福祉士等
 - ② 地域支え合い活動推進事業実施要綱等に基づく地域支え合い推進員
- ※詳細については、別冊資料を参照すること。

(4) 設備・通信について

次の要件を満たすこと。

- ① 開設時間については、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。また、土日祝日の内いずれかを開庁すること。ただし、相談窓口としての業務については、併施設等の機能との連携のもとに24時間対応の体制を採るものとする。
- ② 事務室及び運営に必要な相談室、会議室等を有していること。なお、併設のサービス提供事業部門がある場合は地域包括支援センター事務スペースとは分離し(原

則、扉やパーティション等で区切ること)、書類保管庫も分離しておくこと。

- ③ 建物入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物、設備であること。
- ④ 巡回指導等を行う市関係者の執務スペース（1人分の机・椅子）を提供すること。
- ⑤ パソコンを常備（ワード2016、エクセル2016以降のバージョンでの文書交信ができること）し、行政との連絡専用のメールアドレスを取得すること。

個人情報を取り扱うパソコンについてはインターネット接続しないこと。ただし、クラウドサービスの介護ソフト（例：ND ソフトウェア株式会社「ほのぼの」シリーズ）で個人情報を扱う場合は、情報セキュリティについて別途示す要件（チェックリスト）を満たし、神戸市に申請・承認を得た上であれば許可する。なお、この場合もパソコン本体への個人情報の保存は認めない。

※情報セキュリティについての要件（チェックリスト）は公募説明会（10月22日）にて示す。

また、神戸市がセンターに導入するクラウドサービスの kintone については、通常の通信環境での使用および個人情報の取り扱いを可とする。（kintone を使用するパソコンは事前申請の必要あり）なお、この場合もパソコン本体への個人情報の保存は認めない。

(5) その他

次の業務を実施できる法人であることとする。

① 指定介護予防支援業務

あんしんすこやかセンター受託法人は、あんしんすこやかセンターに併設して指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の22）を設置し、神戸市から指定を受け、介護予防支援事業を実施すること。

- ・名称は、あんしんすこやかセンターと同じ名称を使用すること。
- ・指定介護予防支援事業の業務の一部委託範囲、委託先等については、神戸市の方針に従うこと。
- ・介護予防支援業務については、あんしんすこやかセンター職員も従事可能とするが、その場合、1月あたりの件数の上限を設け、介護予防支援及びケアマネジメント従来型は、25件/人を標準とし、センター全体で35件×配置職員数（地域支え合い推進員含む）を上限として制限をかけることとする。

② 要介護認定の更新申請に係る調査

あんしんすこやかセンターに指定居宅介護支援事業所を併設設置し、要介護（要支援）認定の更新申請に係る調査（介護保険法第28条、第33条）を、令和7年4月1日付で別途受託すること。受託期間は、あんしんすこやかセンターの委託期間に準じ、単年度毎に要介護（要支援）認定調査業務を受託すること。

- ・調査にかかる管轄地域

原則、あんしんすこやかセンターの管轄地域

- ・調査員の配置

適正な調査の確保と向上を図るため、調査員一人当たり、最低月1件以上の調査を実施できるように調査員を配置すること。居宅介護支援業務との兼任の場合であってもケアプラン管理数の上限はなし。その他、市の提示する要件に基づく

こととする。また、新規調査員は認定調査実施までに神戸市が実施する認定調査員新規研修を受講すること。

※詳細については、別冊資料を参照すること。

※今後制度改正等、要介護（要支援）認定調査業務に関して体制変更がある場合は、別途説明を行う。（あんしんすこやかセンターの委託期間内であっても調査実施体制が変更となる可能性がある。）

7. 業務を行うにあたっての基本的事項

(1) 関係法令の遵守

受託者自らの責任において、日本国憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、介護保険法及び同法関係法令、老人福祉法及び同法関係法令、個人情報保護法、神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例、神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、神戸市情報セキュリティポリシーその他関係法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

神戸市個人情報保護条例の適用を受けるため、業務上知り得た個人情報は適切に保護される必要がある。個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的外に使用したりすることはできない。委託契約期間終了後も同様とする。

(4) 業務の再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

8. 事業運営に係る費用について

詳細については、10月22日の公募説明会にて説明する。

(1) 地域支援事業

介護保険法第115条の45に基づく事業及び厚生労働省令の定める事業に係る委託料

(2) 地域支え合い活動推進事業

神戸市地域支え合い活動推進事業実施要綱等に基づく委託料

(3) 指定介護予防支援事業

介護保険法第58条第1項、第115条の22に基づく事業に係る介護報酬

9. 応募について

(1) 提出書類

原本（①～⑰）1部を提出してください。

書面の提出後、受付確認書を受領後に、様式（1～9）を電子メールで送ってください。

※電子メールで送る際、様式8については個人氏名を削除してください。

- ① 神戸市あんしんすこやかセンター応募登録申込書および誓約書（様式 1）
- ② あんしんすこやかセンター設置及び運営に関する趣意書（様式 2-1、2-2、2-3、2-4）
※ 枠内に記載してください。別紙添付不可。
- ③ 法人が神戸市内で提供している介護サービスの概要（様式 3-1、3-2、3-3）
- ④ あんしんすこやかセンター設置情報（様式 4）
- ⑤ あんしんすこやかセンター設置場所の平面図（様式 5）
- ⑥ あんしんすこやかセンター設置場所の状況等のわかる現況写真（様式 6）
- ⑦ あんしんすこやかセンター内の平面図（事務室・会議室等の配置及び市関係者の執務スペースの分かる図面）（様式 7）
- ⑧ 職種ごとの配置職員（予定も含む）の履歴書（様式 8-1、8-2、8-3、8-4）及び資格証写し（各履歴書裏面に資格証写しをコピーすること）
- ⑨ 指定介護予防支援事業所 従業者配置予定（様式 9）
- ⑩ 法人登記簿謄本（申請日以前、3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑪ 定款、寄付行為等
- ⑫ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の3年分のコピー）
- ⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の申告書コピー（直近の1年分）
- ⑭ 法人の財務状況に関する書類[損益計算書、貸借対照表、会計監査人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、資金収支計算書（様式 10）、直近の3年分]

※ 社会福祉法人は併せて下記文書を提出すること

- ・ 自己資金にかかる残高証明書
- ・ 事業活動計算書（直近3カ年度）
- ・ 借入金償還計画等一覧表（様式 11）

- ⑮ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- ⑯ 法人の事業実績等の概要がわかるもの
- ⑰ 法人代表者履歴及び役員名簿
- ⑱ 結果通知用封筒（送付先記入の上 110 円切手貼付のこと）

※ 同一様式が複数になる場合はホッチキス 2 箇所止めで全てホッチキス 2 箇所止めし、ページ番号を付番すること（合計枚数-ページ数となるように付番すること。例：5 枚ある場合、5-1, 5-2 とする）。

※ 様式外の上記⑩から⑰については項目ごとに項目番号（例：⑩）を上部中央に記載。

※ 法人設立予定の場合は、⑩から⑰の書類について、現にそれに代わる書類でも可。

※ 応募書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 公募説明会の開催

公募要領等に関する説明会を以下のとおり開催する。

事前申込による公募説明会の出席が応募要件となるため、応募予定法人は必ず公募説明会（ZOOM 開催）に出席すること。

<開催日時>

令和6年10月22日（火） 14時～16時（13時50分ZOOM受付開始）

<申込締切>

10月18日（金）17時

<申込方法>

下記のURLにアクセスし、締切日までに申込すること。

URL：<https://forms.office.com/r/FeFhp06Jvk>

ZOOMのURLやパスワードについては、10月21日までに申し込み時に入力していただいたメールアドレスに送付するので、届かない場合は問い合わせ先へ連絡すること。

(3) 事前質問

事前質問がある場合は、下記のURLにアクセスし、質問事項を入力すること。

URL：<https://forms.office.com/r/GvNH8WQG18>

受付期間：令和6年10月4日（金）9時から令和6年10月31日（木）17時まで

- ・公募説明会参加申込者のみ事前質問を受け付ける。
- ・電話、口頭、メール等での質問は不可。（上記URLからのみ受付可）
- ・事前質問は簡潔記載すること。
- ・質問に対する回答は、説明会に参加した法人へメールで回答する。また、10月18日までに提出され、応募に際して必要な項目のみ、公募説明会にて説明する。

(4) 応募書類の提出場所

神戸市福祉局介護保険課（神戸市役所1号館4階）

(5) 応募書類の提出日・提出方法

受付日：令和6年11月12日（火）9時から12時及び13時から17時の間
時間外及び期間外の提出は受付不可。

提出方法：持参 ※郵送での提出は受付不可

持参にあたっては、日時の予約をすること。予約受付期間は令和6年11月1日から11月8日とする。予約の方法については、公募説明会（10月22日）にて案内する。予約なく持参された場合は受け付けないことがある。予約は先着順とする。

- ① 持参については代理人でも可とする。
- ② 応募受付と同時に受付確認書を発行する。
- ③ 修正受付は受付確認書を持参した方のみ受付可とする。
- ④ 応募書類の修正について提出期間終了後は受付不可。
- ⑤ 応募状況等の問い合わせ及び提出書類内容の確認については受付不可。
- ⑥ 応募を辞退する場合は応募の受付確認書と共に応募辞退届（様式13）を介護保険課へ提出すること。
- ⑦ 提出いただいた書類については、返却不可。
- ⑧ 提出書類は、神戸市情報公開条例に基づき応募者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公文書として情報公開の対象となる。

10. 選考について

- (1) 選定にあたっては、提出書類に基づき、神戸市地域包括支援センター評価委員会で応募した法人の評価を行い、市が候補法人を選定する。なお、同委員会及び介護保険課において必要と認めた場合には、法人の代表者に対して説明を求めることがある。
- (2) 選考については、当該応募圏域において一定水準以上の法人を候補とし、複数の選定候補が生じた場合は選定候補の順位付けを行う。
- (3) 応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位の法人と入れ替わる場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。
- (4) 選考に関する情報は一切回答しない。
- (5) 選定基準について
 - ①事務所等【30点】
 - ・利用者の利便性
 - ・施設内部の利便性
 - ②介護サービス等【45点】
 - ・あんしんすこやかセンター運営評価
 - ・市内における介護サービス等の提供実績
 - ③職員配置【55点】
 - ・保健師等
 - ・社会福祉士等
 - ・主任介護支援専門員等
 - ・地域支え合い推進員
 - ④事業計画等【55点】
 - ・設置の趣意
 - ・運営方針（感染症および災害対策を踏まえたセンター業務の考え方を含む）
 - ・事業計画（地域支え合い活動推進事業を含む）
 - ・運営組織（24時間相談体制の確保）
 - ・医療等関係機関との連携に関する考え方
 - ・地域との連携に関する考え方
 - ⑤法人の経営状況【15点】
- (6) 選考の結果、応募法人が最低限必要な基準に達していないと判断した場合は、候補者を選定せず、再公募を行う場合がある。

11. スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 公募説明会参加申込締切 | 令和6年10月18日 |
| (2) 公募説明会（ZOOM） | 令和6年10月22日 |
| (3) 事前質問締切 | 令和6年10月31日 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和6年11月6日 |
| (5) 応募書類の提出日 | 令和6年11月12日 |
| (6) 選定結果通知 | 令和6年12月下旬（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和7年4月1日 |

12. その他

- (1) 受託が決定した法人の職員に神戸市が指定する職員研修を受講させること。
- (2) 令和7年2月1日～3月31日の間で4職種予定者に、当該圏域のあんしんすこやかセンター業務並びに関連情報を全て引き継いでおくこと。
- (3) 本市では、毎年度委託業務の評価を行う。今回選定された法人が、次期公募に応募する場合、委託期間（令和7年度から令和8年度）の評価結果に基づき一定の加点及び減点を行うなど、運営実績を次期選定に反映する。
- (4) 介護保険制度の改正等により、委託業務等に大きな影響が見込まれる場合は、変更契約で対応する。

※詳細については、別冊資料を参照すること。

13. 結果の通知

選考の結果（内示）を令和6年12月下旬に郵送通知する。その後、契約行為を行うことで正式決定とする。

※本契約に係る令和7年度予算が成立しない場合は、この公募に基づく契約は締結しないことがある。

14. 問い合わせ先

神戸市福祉局介護保険課地域包括支援担当

担当者：松尾、高井

電 話：078-322-6329(直通)

メール：ansuko-ce@office.city.kobe.lg.jp